第 16 回にいがた食の安全・安心審議会 議事録

１　日　時　　平成28年10月26日（水）午前10時00分～11時55分

２　会　場　　新潟県自治会館301会議室（新潟市中央区新光町４番地１）

３　出席者　　にいがた食の安全・安心審議会委員15人のうち、14人出席

４　内　容

・開会　　･･･１ページ
・議題１　にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について　　･･･10ページ
・議題２　にいがた食の安全・安心基本計画の改定について　　･･･24ページ
・議題３　審議会の運営について　　･･･28 ページ

【司会】

それでは、ただいまから「第 16 回にいがた食の安全・安心審議会」を開催いたします。

私、福祉保健部生活衛生課の安齋と申します。本日の司会を務めさせていただきます。

審議会の開会にあたり、新潟県福祉保健部長の岡から、御挨拶申し上げます。

【岡福祉保健部長】

県の福祉保健部長の岡でございます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今年 1 月以来の審議会の開催ということになりますが、今年はちょうど委員の改選の年に当たっておりまして、引き続き委員に御就任いただいた方、それから新たに御就任いただいた方、御就任いただいたことに関しまして、まずは御礼を申し上げたいと思っております。

食の安全・安心という事柄につきましては、大変市民の方、県民の方の注目の大きい分野であると思っております。食品の表示ですとか、昨今であればきのこの食中毒ですとか、非常にそういう意味では身近であり、また非常に関心の高いテーマだということだと思っております。

この「にいがた食の安全・安心条例」は平成 17 年の 10 月に制定され、その 1 年半後、平成 19 年 3 月に基本計画が作成されたわけでございます。

今年は基本計画が作成されて 10 年という年になります。途中で改定があったわけでござ

いますけれども、この 10 年ということを振り返ってみますと、例えば国では消費者庁が立ち上がり、また当県では今、申し上げましたような条例ができ、計画ができ、そして生活衛生課の食品衛生係というところが当時、所管していたのですが、この条例ができると共に「食の安全・安心推進係」ということで心も改めまして取り組んでいるということでございます。また県庁においては消費者行政課という組織も立ち上がるということでございます。

本日は県の関連職員が何人も来ておりますけれども、県庁の中でも私がおります福祉保健部だけではなく、4 つの部局が今いろいろ会議をしながら今日は御報告、御審議をいただくという形をとっております。

新潟県においては、特に食料の生産県ということでございます。安全・安心なものを国民、県民の方々に提供していくという大きな責務がある、そのためには、やはり消費者からの信頼が一番大事だろうと思っております。そういう意味でこの食の安全・安心に取り組む心構えは、私ども本当に肝にめいじて取り組んでいかなければいけない課題と思っております。

今回、この３月で今の計画の期間が終了します。これまでの取組を振り返って、また、御指摘いただくところは指摘をいただいて、新しい計画を作成したいと思っております。これまでの取組の上に、更にそれを進めていくつもりでおりますので、委員の皆様、また県民の皆様から御意見をいただきまして、それを反映する計画にしていきたい。併せまして、関連するいろんな計画がございます。その関連する計画とも整合を図りながら改定の検討を進めてまいりたいと思います。

限られた時間にはなりますけれども、どうぞ忌憚のない御意見を頂戴いたしまして、今日の審議をよろしくお願いしたいと申し上げまして、御挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

【司会】

続きまして、審議会委員の紹介をさせていただきます。

本日は、今年７月の委員改選後、初の顔合わせとなります。次第と書いてあります資料の２ページを御覧ください。こちらの出席者名簿順に御紹介いたしますので、恐れ入りますが、一人１分程度で自己紹介をいただきたいと思います。

最初に、浦上委員、よろしくお願いいたします。

【浦上委員】

浦上でございます。マイクもこれですので座ったまま挨拶させていただきます。

私は、新潟薬科大学の応用生命科学部で、食品安全という研究をやっております。そこ

では学生に食中毒ですとか、それを予防する HACCP（ハサップ）という手段なんかを教えております。

それで、もうひとつの役職としましては、日本 HACCP トレーニングセンターというところでその HACCP というものを、企業ですとか社会にどうやって根付かせるかということもやっておりますので、このようなところに呼んでいただいたのかなと思っております。

微力ながら一心に努めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。続きまして、城委員、お願いいたします。

【城委員】

新潟大学農学部の城と申します。

私は、大学では食べ物のおいしさ、それから機能性、そういった研究をしておりまして、食べ物をよりおいしく、より体に良く、ということを目指して研究を行っております。

この「にいがた食の安全・安心審議会」の委員ですけれども、早いもので、今年でもう９年目になります。一応 10 年間でお役御免というふうに伺ってまして、最後の２年ということになりますけれども、最後ひと頑張りさせていただきたいと思ってますのでどうぞよろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。続きまして、高内委員、お願いいたします。

【高内委員】

新潟日報の文化部におります高内と申します。

ここに私がおりますのは、いまは文化部となっていますが、かつて学芸部、報道部という形となっていた時に、学芸部で生活面デスクをしていた関係です。そこで食の問題なども取り上げていたためです。その後、新設された文化部を経て３年間、東京支社に行き、また文化部に戻りました。そんな流れで、この場にもまたお伺いすることになった次第です。

私は正直いいまして、食の専門家でも何でもありません。広く浅くで申し訳ないのですが、自分がものを書くときには常に、一般市民の目線でもって、これはどう映るのだろうかということを大切にしております。そういった視点でこの会にも参加をさせていただいております。どうかよろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。続きまして、田村委員、お願いいたします。

【田村委員】
新潟県立大学の田村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
私は、大学で管理栄養士の「給食経営管理」関連科目を担当しております。管理栄養士は病院ですとか、学校、それから行政にもいらっしゃいまして、栄養教育や栄養・食事管理に携わっておりますが、私は、そのうちの栄養、食事管理の給食の提供を中心に教えております。
最近は、食物アレルギーの問題ですとか、ノロウイルスですとか、給食に関してたくさん問題が出ております。同じ大学の村山先生がずっと委員をされておりましたが、給食に関連する問題が多くなっているため委員を替わってほしいとのお申し出があり、役不足ではありますが、お引き受けさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】
ありがとうございました。続きまして、得丸委員、お願いいたします。

【得丸委員】
上越教育大学の得丸と申します。
私は 20 年余り、命というものをテーマに研究しておりまして、その中には当然食育も入ってきております。
私も役に立てるかわかりませんけれども、私の視点でいろいろ考えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【司会】
ありがとうございました。続きまして、市川委員、お願いいたします。

【市川委員】
はい。新潟県食品衛生協会で食品衛生指導員協議会長という役を仰せつかっております。
私どもは保健所さんから営業の許可をいただいて、食に関する営業をしている者の団体でございまして、県内で約、今 19,000 の会員さんがいらっしゃいまして、そのうちの約一割の方が、民間の方ですが営業者の方で 1,900 名くらいの方が食品衛生指導員という立場で、営業者の衛生指導を行っているというのが現状でございます。

今現在、「食の安心・安全・五つ星事業」ということで、新潟市が発祥なんですが、これが全国展開になりましてからはもう 5 年近くなりますが、今政令市を含めまして 59 の都道府県、政令市でございますが、そのうちの 36 の府、県で取り上げていただいておりまして、昨日も私、秋田県に指導に行って参りました。新潟県は先進地だということで、全国からご依頼がございまして、「食の安心・安全・五つ星事業」を展開したいというようなご要望がございまして、来月は香川県が視察に来られる予定になっておりますので、今ここ新潟

県が全国から非常に注目されているところでございます。
いろんな面で今後活躍していきたいと思いますので、今日はよろしくお願いいたします。

【司会】
ありがとうございました。続きまして、貝瀬委員、お願いいたします。

【貝瀬委員】
おはようございます。私は新潟県農村地域生活アドバイザーの副会長を今年度からお役をいただきました。今日は本当に初めてでございます。よろしくお願いいたします。
個人的には南魚沼市でジェラートのお店をさせていただいております。乳製品を取り扱うのは大変気を遣う仕事なので日々大変とは思っておりますが、毎日楽しく仕事をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

【司会】
ありがとうございました。新潟県漁業協同組合連合会 専務理事の清田委員におかれましては、日程の都合がつかず、欠席されております。
続きまして、髙口委員、お願いいたします。

【髙口委員】
新潟県漬物工業協同組合の理事長の高口でございます。
私どもの協会は漬物ということで、農産物でございますけれども、これまで輸入原料、特に中国を中心とした原料を輸入して県内で加工するということも多かったんですが、最近、大根はせめてなんとか国産というか県内産で加工したいということで、新潟市の西区赤塚エリアの大根産地の農家さんといろいろ取組を始めながら、多分収穫らへんだというところで、「ハーベスタ」という大根の収穫機を導入してなんとかそれを広げて、次世代にこの大根の畑を残していきたいなと、こう思っております。
非常に需要はあるんですけども、畑が少なくて新潟市だけじゃなく新潟から北のエリアの、特にたばこをやっていない地域で、またマッチングさせてもらえないかなと、機会を含めまして考えたいところであります。本日はよろしくお願いします。

【司会】
ありがとうございました。続きまして、高橋委員、お願いいたします。

【高橋委員】
はい。新潟県農業協同組合中央会の高橋と申します。お世話になります。昨年からこの委員を務めさせていただいております。
農業協同組合、略称でＪＡというふうに言っておりますが、県内には地域に 24 のＪＡが

今現在ございます。ＪＡはそれぞれ農産物の生産販売から、あるいはいろいろなことをやっているわけですけれども、県段階にはそれぞれの事業ごとの組織がございまして、皆さんよく御存知の、全農の組織、これは農産物生産、販売事業あるいはその生産資材の購買事業をやっております。

それから金融関係では県信連、それからいわゆる一般で言う保険のお仕事についてはＪＡ共済、というものがあるわけであります。あとは病院関係で、厚生連というものがありますが、私がおりますＪＡ新潟中央会というものは、直接の物を扱っている組織ではございませんで、県内のＪＡの代表機能、それから総合調整、さらにはＪＡの経営指導といったことを主にやっている組織でございます。

先ほど岡部長さんからお話がありましたように、食料の生産をやっている、この新潟県において、ＪＡグループとしてももちろん、安全・安心、これはもう当然として、取組をずっと進めてきているところであります。これからも、消費者の方々に安心して食べていただけるおいしい農産物を、一生懸命作ってお届けをする、その努力を続けていきたいというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。続きまして、水島委員、お願いいたします。

【水島委員】

私、原信ナルスオペレーションサービスの水島と申します。

原信ナルスはスーパーマーケットでございまして、新潟県内に 70 店舗、そして富山県と長野県に合わせまして 7 店舗、合計で 77 店舗のスーパーマーケットを展開しております。

私自身、こういった場に出席させていただくのは初めてのことでございます。また、品質安全室というところで、業務をするのもこの春からということで、これまでは店舗で実際にお客様、消費者に商品を販売するというようなお仕事ですとか、商品のバイイング、そういったことの仕事をして参りました。そういった立場で、スーパーマーケットとして直にお客様と接するといった立場で、この会の中で少しでもお役にたてればというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。続きまして、新井委員、お願いいたします。

【新井委員】

おはようございます。私、新潟県生活協同組合連合会の理事、そして生活協同組合コープにいがたの組合員理事をしております、新井と申します。本年度初参加となります。どうぞよろしくお願いいたします。

生活協同組合では、皆さんの暮らしを守るということで様々な事業、活動等行っているわけですけれども、とりわけ食卓、笑顔あふれる食卓を守るということを大切に、活動をしております。私自身も一消費者として地域の皆さんに伝える、そして広げる一人としまして、この食の安全・安心について考えていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】
ありがとうございました。続きまして、渡邊委員、お願いいたします。

【渡邊委員】
おはようございます。私、昨年度から、特定非営利活動法人新潟県消費者協会の副会長をしております渡邊です。
新潟県消費者協会は、ユニゾンプラザに事務局がありまして、県からの委託事業を含めて消費者教育などをやっております。一市民の立場から、消費者目線で何かお役に立てればと思っております。
また、長年にわたり栄養士・管理栄養士や栄養教諭養成教育に関わってきました経験もふまえて参加させていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

【司会】
ありがとうございました。続きまして、佐藤委員、お願いいたします。

【佐藤委員】
公募委員の佐藤でございます。
昨年までは食育の推進、特に教育ファームの仕事に携わって参りました。何かその辺のノウハウがお役に立てばということで、手を挙げさせていただいたところであります。
現在は自然栽培、皆さん御存知でしょうか、青森の奇跡のリンゴの木村さんが考えられた農法なんですけど、それを実践されている農家のお手伝いとか、また、慣行栽培農家のお手伝いとか、それから小学校の放課後の子供たちの遊び相手とか、いろいろなボランティアの活動を今一生懸命楽しんでいるところでございます。初めてでございますので何分よろしくお願いいたします。

【司会】
ありがとうございました。続きまして、渡部委員、お願いいたします。

【渡部委員】
公募委員の渡部沙恵子と申します。よろしくお願いします。
今２人子どもがおりまして、子どもが生まれてから、料理を作るお母さんとしては、子

どもが口にするものっていうのは大変気になるものと思います。毎日の生活からそういった食の安全・安心というものに関心を持つようになって応募いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】
ありがとうございました。また、こちらには県庁４部局９課で組織する「食の安全・安心戦略会議」の構成員等も出席しておりますが、次第３ページに名簿を掲載しております。紹介は省略させていただきます。

続きまして、本日の審議会の成立について御報告させていただきます。
にいがた食の安全・安心審議会規則第３条第２項の規定により、「審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされておりますが、本日は、委員定数15人のうち14人の委員から御出席していただいております。
従いまして、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。
続きまして、この審議会の公開についてでございますが、県条例に基づく附属機関の会議でありますので、「附属機関等の会議の公開に関する指針」に従いまして、公開とさせていただきます。

次に、「にいがた食の安全・安心審議会規則」第２条の規定により、審議会の「会長」を委員の互選により選出することとなっております。
どなたか適任と思われる方がいらっしゃいましたら、御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【市川委員】
はい

【司会】
お願いします。

【市川委員】
平成20年から審議会委員をお務めいただいておりまして、更に、食品に関する知識が豊富でおありになる、新潟大学の城委員が適任だと思いますがいかがでしょうか。

【複数の委員から】
異議なし

【司会】

他に御意見がなければ、城委員から会長に就任していただくということでよろしいでしょうか。

（拍手）

【司会】
ありがとうございます。それでは、御了承いただきましたので、城委員には会長の席に移っていただきたいと思います。
それでは、城会長から一言、御挨拶をお願いします。

【城会長】
審議会の会長に選出いただきました、新潟大学の城と申します。一言御挨拶をとのことなので、簡単に一言だけお話しさせていただきます。
この「にいがた食の安全・安心審議会」、名前のとおり「食の安全・安心」に関していろいろ御意見をいただく場になっております。「食の安全・安心」は四文字熟語のようによく言われる、最近では耳にするようになってしまいましたけれども、皆さん御存知のとおり、もともと安全、安心っていうのは別の意味合いを持った、別個の問題です。安全って言いますと、いろんな食品のリスクがありますけれども、それを正しく評価をして、それを適切に対策を取ると、ゼロリスクというのはありえないわけですけども、かなりリスクを低減できる、安全な状態に近づけることは可能です。
ところが、安心って言いますのは心の問題ですので、いくらの、なんとなく不安かなと思ってらっしゃる方に、こういうことをやっているので安心だよっていうことを説明しても、なかなか御理解いただけずに不安のまま終わってしまう、そういった側面があります。それでは、どうしたら安心していただけるんだろうということで考えますと、まず、きちんとした正しい科学的に判断できる能力を身に着けていただいて、適切な方法を促していく、それによって少しでも安心のレベルって言いますか、ハードルを下げていく、それによってちょっとでも安心をしてもらうことができるんじゃないかというふうに思っております。
ですので、審議会の方ではそういった、一人でも安心していただけるような方を増やせるように、何らかの施策をできればいいなというふうに思っています。微力ながら会長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

【司会】
ありがとうございました。
恐れいりますが、福祉保健部長の岡は、この後予定しております公務の都合上、ここで退席させていただきます。

【岡福祉保健部長】
　では会長、よろしく御審議のほどお願いいたします。失礼します。

【司会】
　議長についてでありますが、「にいがた食の安全・安心審議会規則」第３条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降、城会長から議長として進行をお願いいたします。

【城会長】
　それでは始めさせていただきます。
　最初に、審議会の規則では、会長に事故があるときなどに職務を代理する『会長代理』をあらかじめ決めなければならないというふうになっております。選出しなければならないんですけど、私といたしましては、もともと食の安全に対しての専門でやっておられます、新潟薬科大学の浦上委員にお願いしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（拍手）

【城会長】
　ありがとうございます。それでは、浦上委員、よろしくお願いいたします。
それでは早速、議事に入りたいと思います。本日はお手元の資料にありますように、３つの議題を予定しています。

　最初に、議題の１、にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況についてということで、事務局の方からまずそれで説明をお願いいたします。

【事務局】
　事務局を務めさせていただいております生活衛生課の折原と申します。よろしくお願いいたします。着席して説明させていただきます。

　まず、にいがた食の安全・安心基本計画の概要についてご説明します。
　参考資料１「にいがた食の安全・安心基本計画」を御覧ください。
　当県では、「県民の健康を保護すること」並びに「県民が安全で安心な食生活を享受でき、安全で安心な食品を消費者に提供できる新潟県を築くこと」を目的として、「にいがた食の安全・安心条例」を制定しました。

　この条例に基づき、新潟県における食の安全・安心に関する施策を統合的かつ計画的に

推進するため、「にいがた食の安全・安心基本計画」を策定しております。

２ページを御覧ください。
本計画は、新潟県における「食の安全・安心」を推進することを目的としています。この目的の達成度を測るために、成果指標として「新潟県における食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合」を設定しております。その割合を増加させることを目標としております。

３ページを御覧ください。
計画の目的を達成するために、「安全で安心な食品を提供」することと、それが消費者の安全につながるように消費者・食品関連事業者・行政の「信頼関係を確立」するということ、の２つの視点に体系づけて施策を展開しています。

４ページを御覧ください。
この２つの視点をキャッチフレーズにした「見える安全　知る安心　みんなで育む食のにいがた」のもと、13 の施策により、食の安全・安心を推進することとしています。

５ページを御覧ください。
各施策の達成度の目安となる 24 の取組指標を設定し進捗状況を確認しています。

９ページを御覧ください。
ここから、13 の基本的施策の具体的内容を 34 ページまで記載しております。
これらの取組を全庁的に進めるとともに、県、食品関連事業者及び消費者が連携・協力して、新潟県における食の安全・安心を推進することとしております。
簡単ではありますが、「にいがた食の安全・安心基本計画」の説明をいたしました。

それでは、資料１「にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について」の１ページを御覧ください。

まず、「１　本計画の期間、目的、成果指標」についてご説明いたします。
計画の期間は、平成 25 年度から 28 年度までの４年間でございまして、平成 18 年度に策定後、平成 25 年度に改定をしております。
計画の目的である「新潟県における食の安全・安心の推進」でございますが、ここでいう「食の安全・安心」とは、「食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保すること」と条例の中で定義しております。
成果指標である「新潟県における食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合」の増減ですが、計画策定前の平成 18 年度には県内外とも 42%でしたが、

計画最終年度の 24 年度時点では、県内外ともに当時の目標だった 50%を達成しました。そこで現行計画では、改定前の 24 年度を基準年として、24 年度値より増加させることを目標としています。

平成 27 年度の最新値では、県内の割合は基準年の 24 年度から 0.7 ポイント減の 54.3%であり、基準年からほぼ横ばいを示しております。
県外の割合においても、平成 24 年度から 4.5 ポイント減の 46.1%であり、やや減少しました。

次に、「２　計画に基づく施策の取組状況」についてご説明いたします。
各施策の平成 27 年度状況については、次の２ページを御覧ください。
施策ごとに、県の取組、事業名等、内容、回数・人数などを一覧にしています。
各施策について一部ご説明いたします。

「施策１ 安全で安心な農産物等の提供の推進」では、品種改良や生物的・物理的・耕種的防除法を活用した安全で安心できる農作物の生産技術の普及と開発などに取り組みました。

「施策２ 安全で安心な畜産物の提供の推進」では、家畜衛生管理技術等について、啓発・指導などに取り組みました。

３ページを御覧ください。
「施策３ 安全で安心な水産物の提供の推進」では、鮮度・衛生管理対策について、啓発・指導などに取り組みました。

「施策４ 安全で安心な加工食品の提供の推進」では、各種講習会や機関紙等による食品衛生知識の指導・普及などに取り組みました。

４ページを御覧ください。
「施策５ 添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の徹底」では、これらを使用・販売する事業者に対する指導などに取り組みました。

「施策６ 食品の放射能対策の推進」では、県内産・県外産のさまざまな食品等の放射性物質検査を実施するとともに、検査結果や検査体制の情報発信に取り組みました。

５ページを御覧ください。
「施策７ 食品等の適正な表示の徹底」では、各種講習会、説明会、セミナーなどによる

正しい表示の知識の普及啓発などに取り組みました。

６ページを御覧ください。
「施策８　危機管理体制の整備」では、食品関連事業者に対する危機管理体制の整備の啓発などに取り組みました。

７ページを御覧ください。
「施策９　県からの情報発信の強化」では、ホームページやメールマガジンを活用したインターネットなどによる情報発信に取り組みました。

８ページを御覧ください。
「施策 10　食品関連事業者から消費者への情報提供の推進」では、スーパーマーケットなどの食品販売店等と県との協働による消費者への情報発信などに取り組みました。

「施策 11　消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進」では、この３者の取り組み、相互理解を進めるための食の安全・安心に関するイベント等の開催などに取り組みました。

９ページを御覧ください。
「施策 12　食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進」では、食の安全・安心に関する知識の普及として調理師の再教育事業などに取り組みました。

最後の「施策 13　食の安全・安心に係る人材の育成」では、公益社団法人新潟県食品衛生協会に協力し、食品衛生指導員の養成及び継続教育などに取り組みました。

それでは、この資料の１ページに戻っていただきたいと思います。
「３　取組指標の進捗状況」について御説明いたします。
基本計画では、先ほど御説明しました各施策の達成度の目安として 24 の取組指標を設定しています。なお、平成 28 年度は取組中であり、平成 28 年度が終了したのちに指標値の集計を行うため、平成 27 年度の指標値で御審議いただきたいと思います。
これらの 27 年度時点の状況ですが、
・28 年度目標値に既に達成したものが８指標、
・基準年である 24 年度の値から増加したものが９指標、
・基準年から横ばいのものが１指標、
・基準年から減少してしまったものが６指標という結果でした。
従って、27 年度時点で基準年の値から増加した、または目標値を達成した指標は、24 指標中、17 で 70.8%、基準年の値から減少した指標は 24 指標中、６で 25%という結果でした。

10 ページを御覧ください。文字が細かくて申し訳ございませんが、一番上に計画全体の目的の達成度を測る「成果指標」があり、その下に施策ごとに達成度を測る 24 の取組指標についてお示ししております。

指標ごとに、指標名、計画策定前の 18 年度値、基準年として改定前の 24 年度値、最新の 27 年度値、28 年度までの目標値、進捗状況及び担当課を一覧にしております。

進捗状況欄が丸の場合は 28 年度までの目標値を達成したもの、上向きの矢印の場合は、24 年度値から増加したもの、横向きの矢印の場合は 24 年度値と比べ横ばいのもの、下向きの矢印の場合は 24 年度値と比べ減少したものとなっております。

ここで、目標を達成した指標、基準年から増加した指標、基準年から減少した指標の一部御説明いたします。

まず、目標を達成した指標としまして、指標ナンバー6「衛生管理型漁港の整備港数」がございます。18 年度当初は 1 港、改定前の 24 年度では 2 港に増加し、最新の平成 27 年度に 3 港目の整備が完了し、目標値を達成しております。

次に、基準年の平成 24 年度から増加した指標としましては、指標ナンバー.1「特別栽培農産物等面積」がございます。18 年度当初は 16,064ha だったものが、24 年度には 76,759ha まで増加し、27 年度には 78,714ha までさらに増加しています。

次に、基準年から減少してしまった指標としましては、指標ナンバー11「県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合」がございます。こちらは、本県で毎年度実施しております「県民意識調査」により把握しているものでございますが、平成 18 年度当初は 23.6%だったものが、24 年度では 35.2%まで増加しましたが、27 年度では 32.3%に減少しています。

参考資料 3「平成 27 年度　第 8 回県民アンケート調査報告書」の 1 ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは、27 年 11 月から 12 月に、県内の調査協力員 500 名を対象に「食の安全に関する県民意識と食品安全行政に求めること」についてアンケート調査を実施した結果をお示ししているものでございます。

2 ページを御覧ください。

問 1 としまして、「食品の安全性について不安を感じている方」の割合につきましては、75.3%の方々が不安を感じていると回答しています。

3 ページを御覧ください。

問 1 で不安を感じている方に「具体的にどのようなことに不安を感じているか」について記載があります。

最も割合が多いものとして、輸入食品の安全性、次に食品添加物の使用と続きます。
こうした結果を考慮しまして、県民ニーズが高い情報をタイムリーに発信するよう努めております。
以上で説明を終わります。

【城会長】
はい。ありがとうございました。基本計画の進捗状況について御報告いただきました。
それでは、ただいまの計画の進捗状況や取組内容などに関する御質問や御意見を受けたいと思います。委員の方々いかがでしょうか。

【佐藤委員】
はい議長。質問、ちょっとお願いします。
取組目標値が 24 のうち 17 が目標達成または増加しているということで、非常に一生懸命取り組んでおられるんだなということがよく理解できました。
それで、聞きたいことなんですけれども、この成果指標の 1 番、最新値が平成 27 年度ということで中間なんですけれども、県内は 55%が 54.3%と横ばいということで、これは、良しというふうに皆さん理解してくださると思うんですけれども、残念ながら県外。やっぱり新潟県はなんとしても農業県でどんどん一生懸命作ったいい農産物を出していく中で、やっぱり県外の方々から安全性を大いに理解してもらわないと、と思います。若干今のところ 4%減ということで、この取組指標を見ると落ちてるものがいくつか集まって全体的に落ちたのかなということが感じられますが、事務局サイドとしては一番の原因は今のところどんなものか把握しているのがあれば、お聞かせ願いたいということです。お願いします。

【城会長】
それでは、事務局の方ご回答お願いします。

【阿部生活衛生課長】
はい。生活衛生課でございます。
県外の指標が少し下がっているということにつきましては、神奈川あるいは千葉それから埼玉を中心に、首都圏の方にお聞きしているわけでございますけれども、非常にこちらからの情報がしっかりと届きにくいというふうなことがございます。
県内ですと、いろんな媒体を使って県民の方に直接訴えられることもございますし、テレビ新聞等で県内の方については県の動き等、あるいは農業生産者等の動きが比較的伝わりやすいということがございますけれども、県外に人につきましては、なかなか新潟県のニュースが伝わりにくいというところがございます。県としても様々なイベント等通じてチラシを配ったり、当然、新潟県等のホームページ見ていただければ、いろんな情報が載

っていて、情報も伝わるわけですけれども、その辺りがなかなか難しいということでございます。

平成23年の東日本大震災で福島原発の関係があって、新潟県は非常に放射性物質検査にも大いに取り組んでいる時には、新潟県のホームページもアクセス数が増えて、新潟県がんばってるんだなということで、非常に水準も上がったわけですけれども、それから少し年数が経つごとに、新潟県のホームページを見ていただいてる方も、ちょっと少なくなったというようなこともあってですね、そういう諸々のことで、残念ながら数字が少し下がっているというような状況にあるというふうに思っております。

【城会長】

この、県外の方に取組が上手に行われていると感じる割合がなかなか伸びない。結構以前の審議会でも話題になるんですけれども、具体的に県外の方に対してどういった形で広報活動してらっしゃるのか、ぜひ御紹介いただきたいんですけれども。

なかなか県外の方までは新潟の取組を理解していただくというのは、難しいことだと思うんですけれども。

【事務局】

生活衛生課なんですけれども、会長がおっしゃるように、なかなかそれほどタマがあるわけではないんですが、例えば新潟県のアンテナショップが東京の方にございますので、そういうところをはじめ、いろんなイベントがあるときに、一緒に新潟県はこういうふうに食の安全・安心を取り組んでおりますというようなチラシを一緒に配ったりというようなことをやっていたり、ほかにも首都圏で開催している関係団体等のホームページ・機関紙・講習会等を通じて、なかなかそれほど多くはできないんですけれども首都圏の方にも発信させていただいているという状況でございます。

【城会長】

なかなか難しい問題だと思うんですけれども、先ほど佐藤委員の方からも御質問いただいたこのことに関して、何か委員の方で御意見ありますでしょうか。

【浦上委員】

県民のアンケートの方は500人を対象にして80%くらいの回収率っていうことなんですけれども、対象人数はどのくらいでやってらっしゃるんでしょうか。

【事務局】

対象人数は2000人です。県内が2000人、県外が1200人程度という形となっております。

【浦上委員】

こんなことをお聞きするのは、要するに数が少ないと少しぐらいの差は誤差の範囲に入ってしまう…

【事務局】
すいません、意識調査が 2000 人で県外の首都圏調査が 1200 人ということです。

【浦上委員】
これ、回収率を御覧になった場合にこの低下というのは意味のある差であるっていうふうに分析されてるわけですね。

【事務局】
一応、そうですね。2000 人中 500 人というとそれほど回収率が高いというわけではないとは思いますけれども、その中でも、限られた方の回答ではございますが、有効というふうに考えております。

【浦上委員】
ありがとうございました。

【城会長】
この件に関しては他に何か御意見ありますでしょうか。
取組は十分に行われていると感じる住民の割合をまたさらに増やしていただけるようにまたいろいろお知恵を出していただいて伸ばしていただきたいと思います。
ここまでに関して、違う話題でお願いします。

【得丸委員】
非常に現代風作業で、アンケート等の取組でそれを基本計画に反映していただいています。
安全の方はまあそんなになんですけれども、安心の方で例えば、アンケートの 22 ページで窓口を知らないというのが 75.5%とあるんですが、このアンケートは２月にとって集計にその後時間かかったと思いますけれども、アンケート結果に関しては、計画にどのような反映をしているかというところをお聞きしたいんですが。
例えば、ホームページとか、啓発はいろんな宣伝をしたり、いろいろ書いていましたけれども、相変わらず 75%の人が窓口を知らないということは、やっぱり少し何か基本計画の中の一部は反映されているかなと心配なので、教えていただければと思います。

【城会長】
関係の課の方、御回答いただきたいと思います。

【事務局】
はい、生活衛生課です。
相談窓口を知らないという方が 500 名のアンケートの中では 75.7%あったんですが、多くの方が、買った商品が何か具合が悪かったり、異物が入っていたりというケースに今まで当たったことがないという方で、あまり食品の苦情を気にしたことがない方が非常に多くいらっしゃったことが、自由記載からわかっております。
県の取組としましては、資料１の施策８にも書いてありますが、何か食品に対することで、具合が悪いとか、異物が入っているなどの件がありましたら、相談窓口一覧をホームページで宣伝をしているところです。平成 26 年の１月でしたか、冷凍食品に対する農薬混入などの社会的な事件が起きた場合には、相談窓口に対するアクセスの数はすごく多くなるんですけれども、平常時からも気にする方には見ていただければということで、ホームページによる公開を行っております。

【城会長】
はい、ありがとうございます。
普段から頭に入っているという方は少ないんだけれども、探せばすぐに見つかる形にしていただければ、よろしいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【得丸委員】
はい、私どもの世代以下の方はホームページを見るのでしょうけど、子育て世代の方はホームページを見ますが、御年配の人になるとホームページ等はアクセスできないんじゃないかと思うんですね。そういうイメージがあります。
それと反映ということですけれど、その近辺を見ますと、行き先がわかって窓口に行った場合、窓口の対応に少し不満を感じたというような例がいくつか出ております。それは少数派なんだと思うんですけれども、その少数派に対しての、課内での協力などはできるのだろうか、また、課内協力をしていますということがあれば、少し安心出来るような感じがあればなと思った次第です。

22 ページと 23 ページのアンケート報告の中で、少数派の人が、不満が残ったと書いていますけれども、その不満はたぶん県側の対応に対する不満ではないかなと思いますので、そのように対応していただければなと思います。それは、私どもにも責任がありますけれども、私ども教育大として、先生になる学生に教育していきたいところでありますけれども、共々に取り組んで行けたらと思っている次第です。

【城会長】
はい、御意見ありがとうございます。

参考にしていただけるとよろしいかと思います。
それでは、他に御意見ありませんか。

【市川委員】
進捗状況を拝見しますと、私どもと県の生活衛生課さんなり、保健所さんと一緒にやっている事業が 10 くらいあるかと思いますが、私どもの協会に加入している人たちを対象にやっている事業がほとんどでございます。
私どもの協会への加入は任意でございますから、入っていない方たちには全然情報が行き届かない、さらに言えば、保健所さんから営業許可を更新するときには接触がありますが、そのほかには全く衛生指導を受けなくてもいいし、私ども指導員もそこまで権限がないんで、伺って衛生指導をするということはやってないわけですが、特に都会に行けば行くほど、東京都辺りだと加入率が半分も行かないと思いますし、新潟市の場合でも 60～70%くらいしか加入してないかと思います。
そうすると、衛生指導も何も受けないで営業をやっている方々が非常に多くなっても仕方がないような状況だと思いますので、そこら辺の対策として、要するに、会員さんだけには私どもは衛生指導をしますけど、会員以外のところには一切していないわけで、その方が楽でいい、うるさく保健所からも言われないからいいということで、逃げていらっしゃる方も大勢いらっしゃるというような状況があろうかと思います。
それを徹底するためには、厚生労働省は県知事委嘱の食品衛生推進員を置きなさいという制度があるわけですが、全国で７～８割程度の都道府県で行われているんですが、新潟県は未だかつてやらないというようなことですと、不公平感が非常に高まってくる可能性があるんで、御当局に今お願いしているかと思います。食品衛生推進員の県知事委嘱ですと、会員じゃなくても衛生指導ができるっていうようなところございます。せっかく食品衛生指導員という県内 1,900 名ぐらいいらっしゃる方を有効に活用していただくためにも、その制度を早急に導入していただいて、皆さんに公平感が生まれるようなことをやっていただきたいと思います。

それと、私ども先ほど申し上げましたけど、「食の安心・安全・五つ星事業」という、原信ナルスさんは全店加入していただいておりまして、A4 版のプレートを店の前に掲示していただいていますが、県内で 4,000 店舗くらいが今のところ掲示されていると思うんですが、消費者の皆さんに、その店の衛生状況をわかりやすく「見える化」するというような形の取組ですので、この事業を更に推進してまいりたいと思いますので、保健所さんから逃げるようなことのないような制度を、今後もさらにお考えいただけたらありがたいなと感じております。

【城会長】
はい、ありがとうございます。

ただいまの御提言に対して、何かコメントがありましたらお願いします。

【事務局（生活衛生課 吉岡参事)】

生活衛生課でございます。

ただいま委員の方から御指摘いただいた部分、例えば食品衛生協会に入っていない方について、なかなか保健所の指導が行き届かないのではないかという点につきましては、確かにおっしゃられる部分もございます。

ただ、食品衛生協会さんと一緒にやらせていただいている、ここの指標で言うところの施策７の 15「食品衛生責任者の実務講習会の受講」というものにつきましては、必ず義務づけをしておりますので、食品衛生協会に加入している・加入していない、どちらもすべて４年に１度は必ずこの講習会を責任者が受ける義務づけをさせていただております。

プラス、食品衛生協会さんの指導員さんと共に指導をする場合もあるんですけれども、食品衛生協会に加入していないところにつきましては、保健所だけで別に回っているということも確かにやっておりますので、全部行き届いているとは言えないんですけれども、その辺もまた頑張っていきたいと思います。

【城会長】

はい、ありがとうございます。

それでは、他に何か御意見はありますか。

【渡邊委員】

質問ですけれども、アンケートのところで、ここにまとめてあります食品の安全性について、先ほどの御説明で不安を感じている方が 75%、何に不安を感じているかと言ったときに、70～80%の輸入食品の安全性と、食品添加物のことは御説明の中にありました。しかし、３番目の食品の表示や、宣伝の信ぴょう性、社会では非常に話題になっています。ここら辺が 50%を超えているわけですから、２人に１人は、表示があっても、「これ本当に信頼できるの」という見方しかしていないというのが、非常に大きな問題ではないかと考えています。

いろいろな面から考えていかなければならないのでしょうけれど、県の方ではどういうふうにこの数値を理解していらっしゃるのか、どういう原因が考えられるのかということを、もちろん実際のところ本当かどうかということは別にして、そこら辺の御意見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

【城会長】

はい、ただいま食品表示の件ですけれども、ちなみに、県民アンケート調査は第８回ということで繰り返してやっていらっしゃると思うんですけれども、この食品表示、第８回は 54.7%の方が不安を持っていらっしゃるんですけど、これは減ってきている傾向にある

のか、それとも増えているのか、その辺も含めてコメントをいただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

【事務局】

はい、まず表示の信ぴょう性については、以前に比べて上がってきていると感じています。やはりいろいろな信頼性を損なうような、産地偽装であったりとか、いろいろな問題が次々に出てきている昨今ということもございまして、この辺に対して不安を感じている消費者の皆様が多くなっているんだろうというふうに感じています。

また逆に、製造者の方からは正しい表示の仕方についてはどうなんだろうと、特に昨年、食品表示法というものが新たに出たこともございまして、保健所等におりますと、実際に製造者の方から、うちの表示はこれで大丈夫でしょうか、これで間違っていないでしょうか、それから、新たな食品を製造したんですけれども、表示はどうしたらいいでしょうか、というような相談は結構来ております。

実際に保健所で確認する場合は、レシピを見せていただいて、実際にこれはどこの、どういうものですか、その表示はどうなっていますか、それも全部確認をさせていただいて、表示の指導をさせていただいているところです。

【城会長】

はい、ありがとうございました。

食品表示法が改正されて、中身もかなり変わってくるので、書く内容も非常に増えてきますし、違反件数も経過措置期間が過ぎた後に問題になることも多いかと思います。

今の回答を受けて何かありますか。

【渡邊委員】

御説明ありがとうございました。数値は上がってきている、製造者の方は指導を仰いでいる現状というのはわかりましたけど、この辺は施策の中で今後どういう取組をしていったらよろしいのか、お考えがありましたら少しお聞かせください。

【事務局】

今、これからこういう施策をやりますというのがすぐに出ないのですけれども、やはり信頼性を確保していかなければならないということがございますので、製造者が製造している場所を良く知っていただく、そして、それが実際の表示につながっていることを、県内のいろんなメーカーさんがおられますけれども、そういうものを啓発しながら、県としてもこういうふうに作っている、例えばHACCP（ハサップ）という新しい衛生手法が今後普及していくことになると思うんですけれども、そういうものと同時に製造工程を実際に「見える化」をしながら、表示にも信頼性を確保していくというような取組を行って行きたいと思います。

【田村委員】
　食品表示についてですが、法改正があってから、本当の原産国表示とともに、私たちが普段使っている名称ではなく、正しい魚の名前が表示されるようになって、消費者からすると、かえってそれを見て不安になる、実際に今まで「サケ」だと思っていたものが違う本当の名前だったとか、原産国が非常に遠い国で獲れたというのがはっきりわかってしまって、かえって不安をあおるような所も実際あるのではないかという気がしております。ですから、それをむしろ今までと同じで「安全です」という情報を合わせて御提供いただけると消費者はかえって安心して購入することができると思います。

【城会長】
　ありがとうございます。食品の表示について、委員の中にも、食品を作っていらっしゃる方、販売していらっしゃる方、消費者の方、いろいろ御意見あるかと思いますが、この食品表示について何か御意見ありませんか。

【市川委員】
　私ども、食品表示について衛生指導をするわけでして、製造者の方がむしろ消費者の皆さんよりも一生懸命でありまして、嘘を書いてしまうと死活問題でございますから、何でこんなに不安に感じている人が大勢いらっしゃるのかというのが、かえって私どもからしてみれば不思議でございまして、消費者の皆さまの勉強不足なのかな、あるいは情報がそこまで行き届いていないのかということを考えておりますので、製造業の皆さんは表示について非常に神経質でやっておられますし、添加物についてもうるさいですから、私どもで出来ないものは、保健所さんに御相談に伺うというような形をとらせていただいておりますので、一般に流通している商品で変な表示をしている商品はないと私どもは自負しているつもりです。

【城会長】
　ありがとうございます。そういった取組を行っている中でも、不安に思う方が多いってことのようです。どちらかというと消費者の立場から何か御意見はありませんでしょうか。

【新井委員】
　私どもは、コープにいがたで言うと、食品を販売する側、それから消費者、組合員として消費する側の両面があるんですけれども、やはりあまりにも複雑な表示は、例えば高齢の方にはわかりにくいと言う面もありまして、高齢者の方にも解りやすい、そういった表示を望んでいます。
　それと、私たち活動リーダーや職員を含めたところで、食品表示法についてですとか、添加物についての学習を行っていますが、添加物については食品を製造する上で必要な添加物も多いということで、添加物と言うことで全てが悪いもの、恐れるもの、口にしたく

ないものというような、誤った知識を持った消費者、少し前の知識のままで止まっている消費者に対してもわかりやすい表示と言いますか、勉強会など、ホームページ等も含めて、お知らせをしていただければいいのではないかなと感じています。

【城会長】
はい、ありがとうございます。食品・流通課の方から。

【平松食品・流通課長】
食品・流通課長の平松でございます。今ほど様々御意見いただきまして、ありがとうございました。

食品表示法の消費者の視点から１点補足させていただきたのですけれども、まさにこれから外国産が入ってくると、表示をしなければならないという動きが１つあります。食品表示法の役割としては、消費者の皆様が、合理的な判断で、その商品を買うときの情報をしっかり提供しようということが１つ目的になっています。そこに「日本＋中国＋何とか」と書かれたときに、中国のものが嫌だと思っている人は、それは選択しないと。国内産だと思っていたら外国産が入っていたというのが嫌な人のために、そういう細かな情報を提供していくというところがありまして、その外国産が安全・安心なのかというところは、そこまでは変な話、個々の方の判断、あるいはその企業の取組を知らないと実際はできないというところが正直あります。

では、安心の部分をどうするのかと言いますと、私どもで行っているのですが、表示の信ぴょう性もありましたけど、ここがなかなか正直難しいです。性善説に立つのか、性悪説に立つのかというところがありまして、ただ法律上は、食品表示法は企業がちゃんとやっているのか見定めるには一番の入り口ですので、そこがやっぱりちゃんと表示されていないところは、私どもが指導点検に入ります。本来なっていない業者は市場から撤退してもらう、そういった形で、できるだけ業者の摘発の端緒となる形で見ていって、見つけたときには排除していく形で適正な流通を守っていくしかないというと変なのですけれども、それも１つの手段ではないのかなと思っているところでございます。

【城会長】
はい、ありがとうございます。

食品表示に関して話が掘り下がっていったのですけれども、もっと話を進めたいところですけれども、時間もありますので、この辺で一区切り付けまして、基本計画の進捗状況に関して、他の議題が終わった後にまた時間があれば、またそこでいろいろ御意見をいただきたいと思います。

時間の都合がありますので申し訳ありません。次の議題に進みたいと思います。

議題２「にいがた食の安全・安心基本計画の改定について」ということで、事務局から

説明をお願いします。

【事務局】
はい、それでは、資料２「にいがた食の安全・安心基本計画の改定（案）について」を御覧ください。

まず、この計画の性格でございますが、議題１で御説明しましたとおり、この基本計画は「にいがた食の安全・安心条例」に基づく、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための、基本的となる計画でございます。
また、現行計画の期間が今年度で終了することに伴い、次期計画として改定してまいります。

改定の方針でございますが、計画の期間としてしましては、現行計画と同様に平成29年度から32年度までの４年間を基本として考えてまいります。
また、県の最上位計画である「新潟県『夢おこし』政策プラン」も今年度で終了することもあり、関連する計画などと期間や内容の整合を図りながら、作業を進めてまいります。
ただ、現状では次期計画は現行計画の基本構成を踏襲したいと考えております。
また、本審議会の御審議や、県民の意見を反映した計画になるよう努めてまいります。

計画の概要は、議題１で御説明しました現行計画の概要と同様でございます。
以上で説明を終わります。

【城会長】
はい、ありがとうございました。にいがた食の安全・安心基本計画の改定の時期ということで、その改定に向けた方針の説明をいただきました。
この件に関しまして、何か御意見・御質問はございませんでしょうか。

【高内委員】
このアンケートについて、11、12の質問ですが、アンケートというものは質問の仕方によって結果がすごく変わるものだと思います。県のプランがどの程度浸透したのか、進捗したのかを測るのに、どうしても数値化は必要で、先ほどの横ばいだ、ここが下がったということになるわけですよね。
ところが、例えば問11を見ますと、「相談したことがありますか」という質問に対して、「ある」「ない」でいうと、「ない」が 98.2%なわけですよね。経験が全くない人がほとんどを占めているという結果に対して、次の問12になると「あなたは、行政機関に対し、食の安全性や表示に関する苦情や疑問を気軽に相談できると感じていますか」と聞いているのですが、やっぱりここには飛躍があると思います。

例えば、問 11 で「ない」と答えた人は、全く疑問を感じたりしたことがないから相談したことがないのか、窓口が分かっていたら相談してみたかったけど、どこに聞けばいいか分からなくて相談できませんでしたということだったのか、本来こうした点を細かくフォローすることによって救われる人たちが必ず出てくると思います。中間段階の質問を挟んだ上で、次の質問に進む、質問に進むにしても、もう少し丁寧な聞き方が必要だと思います。もし相談したいなと思うような自体に直面したとき、あなただったら相談しますか・しませんかというような、回答を引き出しやすい設問の仕方、聞き方があるはずです。

それから、選択肢の問題です。例えば、これは厚労省の問題なのですが、ストレスチェックを全員に行うようにということで、この間ネットで回答しましたが、そのとき、どこにもチェックを入れることができない項目が最後の方にあり、全項目をチェックしないと回答を終了できないという仕組みだったので、非常に困ったことがありました。食について県が実施されるアンケートにつきましても、やはり少し似たような「私、どこに付けたらいいの？」と思っている方も、中にはいらっしゃると思います。

それから、先ほどの県外のデータで、下がっているというのがありましたけど、正直言うと新潟県産を買ったことがあるけれど、１回か２回とかという方には、多分ぼやっとしたイメージでしか回答できないと思うんですね。

回答対象をどうしていらっしゃるかというところに、まず検討が加えられてもいいのかなという気がします。そうしたほとんど県産品と接したことがないような人たちもひっくるめて数字を出してしまうと、これはやはりもやっとした、どちらかというと下がる方の数値に反映されてしまうような気がするんです。ですから、アンケートにどういった人たちが回答しているかということをもう少し丁寧に把握できるようなやり方が何かあったなら、全体にこの数値を上げていける余地はまだあるんじゃないかと思います。

この会議だって、新潟県内で生産されている食品は、消費者の皆さまにとって安心して召し上がっていただけるものですよということを分かっていただきたい、そのために開いているのだと思います。それを突き詰めていくと、食の本県版ナショナリズムみたいなものになりそうですが、それは地産地消という点からも逆に大事なことだと思います。そのことと、この会議での内容は連動してくるものがあるでしょうから、そのためにも指標に皆さまがこだわるのであれば、アンケートの仕方についてできるだけきめ細やかなものを御用意いただいた方がいい。次への改定ステップに当たって、ぜひお考えいただきたいと思います。

もちろん、設問が変わると前回と比較しにくいという問題が生じることは承知しておりますので、そのあたりのことも皆さまは考慮されるのだと思います。でも、そうだとしてもできる限り回答者の立場になって、このような聞き方をされたら答えやすい、このような選択肢があればチェックしやすいという発想の下にアンケートをしていただけたらと願います。

【城会長】
はい、御意見ありがとうございました。
アンケートの設問の仕方は結構難しいんですけれども、何かコメントありましたら、事務局からお願いします。

【阿部生活衛生課長】
アンケートでございますけれども、今回この計画で使われている指標の中にもアンケート結果をそのまま反映したものも多数ございます。
今の県の最上位計画であります「新潟県『夢おこし』政策プラン」の指標と連動しながら、この計画も作られております。その「新潟県『夢おこし』政策プラン」につきましては、毎年 11 月か 12 月くらいに県内 2,000 人と県外 1,000 人ちょっとに対して、福祉保健部、農林水産部、県民生活・環境部だけでなく、全庁的に一括して様々なアンケートを今言った 2,000 人の方、1,200 人の方に一斉にお出しして、御回答いただいているというふうな状況でございます。
私が前に聞いた時には、業者さんが介在して、なるべく公平に、ある特定の年齢層だとか、男女別だとか、地域だとか、あまり偏らないように、統計上もおかしくないという中で取っていると聞いていますけれども、そうした中で、先ほど委員からお話があったとおり、設問の仕方によって答え方がだいぶ異なってくるのではないかということは、まさにそのとおりでございますので、今後十分注意してアンケートの設問を考えていきたいと思います。ありがとうございました。

【城会長】
それでは、他に

【得丸委員】
資料２の改定案の施策 13 の人材育成に関してですけれども、先ほども少し触れましたけれども、またしつこくなるかもしれませんが、私ども大学に関しても、教員に関してのチェックが今入っていて、ＦＤつまりファカルティ・ディベロップメント（教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称）も入っていまして、教員自体のチェックが入っています。
そういう意味で、この人材育成は外に対しての人材育成だけではなく、県庁内の人材育成、つまりチェック機構ということで、窓口対応に関する苦情に対しての協力とか、課内の人材育成というところも含めた意味を込めていただければと思います。よろしくお願いします。

【城会長】

御意見ありがとうございました。改定の際には参考にぜひしていただければと思います。

【佐藤委員】

基本的なことの確認なんですが、改定方針の③の現行計画の基本構成を踏襲するということなんですけれども、その意味は計画の概要に視点が２と施策が１～13 あるんですが、このままで行きたいということでよろしいのでしょうか。

【阿部生活衛生課長】

今ほどの御質問でございますけれども、まさに今委員がおっしゃったとおり、視点につきましては、視点１と視点２の２区分、施策につきましては、施策１から施策 13 までの 13 区分、これを踏襲したいということでございます。

何故かと言いますと、前回の改定の際に大幅な見直しをしまして、今回施策が 13 ありますけれども、前回もっと数が多ございました。あまりにも多すぎるということで、13 に集約したという経緯がございます。その後、国の大きな施策等の転換もなく、これを変えるほどの制度改正もないということで、基本的にはこの２つの視点、13 の施策を原則として踏襲させていただければと思いまして、このように記載してございます。

【佐藤委員】

それを踏まえて提案なんですけれど、新知事が誕生されたことだし、この計画も前の知事から 12 年間やってこられて、ある程度新知事の考え方とか、カラーなんかもやっぱり、これはこの計画だけではなく、上位計画の「新潟県『夢おこし』政策プラン」にも及んでいくと思うんですけれども、特色みたいなものを出していく必要があるのかなと思うわけです。

庁内の戦略会議で、どうやったらカラーが出せるものか検討していただきたいと思います。それで、いろいろ考えてみましたが、先ほどから県民アンケートの話題がたくさん上がっています。３ページの輸入食品の安全性、TPP は今国会で論議されていて、カロリーベースの食料自給率が今は 39%､TPP が導入されると 17%にまでなるという農水省の統計もあるみたいで、なおさらこの辺の輸入食品の安全性について国民の方は敏感になるんだろうと思うんです。

それからアンケートでは、食品添加物の使用とか 70%以上で、非常にみんな心配されているんです。上の２つばかりじゃないんですけれども、３つ、４つくらいなことを、例えば県民が不安に感じている課題に対しての戦略プロジェクトみたいなもの、29 年度から４年間で重点的に取り組んでいきますよという「見せ方」というのも変ですけれども、新知事から予算を付けてもらうような感じで、重点的に取り組んでみてカラーを出す方法があるのかなと思ったりしまして、提案させていただきました。事務局には難儀を掛けるかもしれませんけど、検討をお願いしたいと思います。

【城会長】
ありがとうございます。確かに、重点的に絞ってというのも１つの方向性だと思いますので、新知事の意向というのもあるかと思いますが、可能な範囲で反映させていただくことがよろしいかと思います。
他に、何か改定の方向性に関して何かありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

それでは、議題２は以上にしまして、議題３に移りたいと思います。
議題３「審議会の運営について」事務局の方から説明をお願いします。

【事務局】
それでは、資料３「基本計画策定・改定の動きと今年度の審議会開催計画（案）について」を御覧ください。

条例の制定や、基本計画の策定などの動きと、審議会の開催状況などを時系列でお示ししております。
この審議会は、平成 17 年 10 月に制定された「にいがた食の安全・安心条例」に基づき、平成 18 年 6 月に設置されました。
18 年度は、「にいがた食の安全・安心基本計画」を新規に作成するという大きな事業がございましたので、審議会で４回御審議いただき、その内容を踏まえて計画の期間を平成 19 年度から平成 24 年度までの 6 年間とする基本計画を策定しました。

また、この基本計画の期間が残り 2 年となった平成 23 年度、平成 24 年度には、審議会をそれぞれ年 2 回開催し、計画の成果や改定方針について御審議をいただきました。
平成 25 年度には基本計画の改定案を御審議いただき、計画の期間を平成 25 年度から平成 28 年度の 4 年間とする基本計画を改定しました。

今年度は、議題２で御説明しましたとおり、現行計画の最終年度でございますので、今後、次期基本計画について御審議いただきたいと考えており、本日を含め３回程度開催したいと考えております。

次のページを御覧ください。
今後のスケジュール案をお示ししました。ただ、議題２でも御説明したとおり、関連する計画などと整合を図りながら作業を進めて参りますので、現状では不透明な部分もございます。状況によっては、今後の予定が変更となる可能性がありますので、予め御了承くださるようお願い致します。
以上で説明を終わります。

【城会長】
はい、ありがとうございました。
今年度は基本計画の改定に向けた作業を行うために、審議会の開催を１月、３月合わせて３回としたいとの説明でした。
この件に関しまして、御質問、御意見がございましたらよろしくお願いします。

【高橋委員】
切れ目のない計画改定を目指して、こういうスケジュールとなっていくということは十分理解をするところでありますし、こういう進め方でと思っています。
審議をしていく中で、先ほど進捗状況の説明がありましたが、今の現行計画での目標値が 28 年度ですので､28 年度が終わる前に次の計画を作っていかなくてはならないということですから、年度末が来て目標達成が見える前に改定作業に入っていくということなので、その悩ましさが非常にあるんだろうと思っておりますけれども、可能な部分があれば、例えば１月の段階なりで、28 年度のまだ最終結果ではないんだけれども、今時点で把握できる状況はこんなものがありますよと、この指標についてもしあればですね、可能な部分をお出しいただければ、審議の材料として参考になっていくんではないかなというふうに思いますんで、可能な部分で結構ですがよろしくお願いしたいと思います。

【城会長】
次回の改定に間に合う分があれば、その数値を参考にしながら改定案を作成いただきたいと思います。

【阿部生活衛生課長】
できるだけ、わかるものは数値を出していきたいと思います。よろしくお願いします。

【城会長】
他に御意見等ありませんでしょうか。
それでは、御提案いただいた形で基本計画の改定スケジュールに沿って進めていただいて、審議会も３回開催するという形で御了承いただきたいと思います。

議事３番目まで行きましたけれども、議題の１について、まだ若干時間がありますので、まだ御意見をいただいていない委員の方々もおりますので、議題１に戻って、何か御意見があれば、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。
基本計画の進捗状況に関して、御意見をいただきたいと思います。

【浦上委員】

農業のところで、施策の１ですね、GAP（ギャップ）の普及促進というのは、私これから非常に重要になってくると思っているんですね。

実は、例えば先ほど輸入食品が、輸入農産物だけになったら心配だという場合には、日本が GAP をちゃんとやれば、GAP をやらないと輸入しないよという格好ができるわけですね。日本がやらない限り外国にこれやってくれとは言えないわけです。

しかも、今度オリンピックをやるのに、選手村では GAP をやったやつじゃなきゃ使わせないというのが、国際的にかなりやられているのに、日本はまだそこのレベルに達していない。下手すると、選手村で出す農産物を外国産にしなければならならいという話まで出てきているくらいなので、私はぜひ新潟県は農業県なのですから、これの政策をどんどん推進していただいて、選手村をのっとるくらいのつもりでやっていただけたらなと思うんですが、いかがでしょうか。

【関川農産園芸課長】

GAP をみなさん御存知でしょうかというところもあるんでございますが、農産物を作っていくときに、いろいろな生産工程がございます。

例えば、私はしっかり作っているんだと言っても、基準がなければ何がしっかりしているのかわからないということがあるかと思います。そうした中で、何か農産物を作る時にこういった関係法令があるとか、こういった決まりがあるとか、そういったものがきちっと整備されている、いわゆる農業規範と申しますが、そういったものに基づいて生産工程を管理しながらやっていくというのが、基本的な GAP だというふうに私は認識しているところでございます。

その GAP の取組につきまして、国の方では、そういった意味での農業規範を示してございますし、県の方でも、そういったものを示させていただいています。それが地域にどれだけ根付いているというところになる訳ではございますが、なかなか取組としても私どもが進めておりますが、すべての農産物がそれに収まるというところでもございません。

また、そういう取組を認証する仕組みも確かにございます。日本の中ではいろいろな GAP がありますが、一番大きいもので J GAP（ジェイギャップ）というのがございます。これらの取組につきましても県内で 66 農場くらいがなってございます。ただ、全国的に見ますとお茶がございます。仕入れ先の業者の方から、例えばこういう基準で作ってください、あるいは GAP に基づいて作ってくださいということで、お茶なんかは進めた結果、そういうふうに目標ができるというところでございます。

ベースとしましては、日本の商習慣の中にも、そういった GAP を求めていくという商習慣がないのも、なかなか伸びない理由かなと思っておりますが、委員からもお話がありましたとおり、東京オリンピック・パラリンピックがございまして、それが組織委員会の中で検討されているということでございますので、そういったもの等を踏まえながら県としても積極的に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

【浦上委員】
農産物が危なそうだからやってほしいと言っているんではなくて、やっていることの「見える化」ですねGAPと言うのは。ほとんどの農家の方は、かなりちゃんとしたことをやっていらっしゃる。それなのに、それを「見える化」できないから信用してもらえないこともありますので、おっしゃった文書化ですか、それが入ってきますので、法規に合わせるとか、そういうところはぜひ、そういうことに慣れている県庁の方が指導していただければなと思いますので、よろしくお願いします。

【城会長】
それでは、高橋委員お願いします。

【高橋委員】
GAPは皆さんご案内のとおり、食品安全だけでなく環境負荷の軽減であったり、農作業する者の安全性であったり、様々な要素が入っているものでありますから、非常に重要な取組だとＪＡグループとしても考えております。
なかなか広げていくには、いろんなハードルがあることも事実でありまして、ＪＡグループとしてはGAPの指導ができる指導者養成ということで、ＪＡの営農指導担当の方々の研修会を重ねてきています。まずはモデル農場でやってみようということで、県内のＪＡの指導員が集まって一緒にGAPというものを実際やっていこうという取組を進めてきております。これからも地道にGAPの普及推進に県と一緒に取り組んでいきたいなと思っております。よろしくお願いします。

【城会長】
生産者の立場からの御意見をいただきました。
それでは、他に御意見などありませんでしょうか。

【髙口委員】
漬物の、浅漬けの部分なんですけれども、以前に札幌でO157の食中毒事故を起こしたということで、組合を上げて毎年必ず食品衛生指導の講習会をやっておりますが、私ども30組合兼7社なんですが、4人以上の従業員がおられて、漬物を製造されている施設が76社ぐらいほどございます。
組合に加盟しないところは、同じ添加物を納入している業者さんから、衛生指導もよろしく頼みますよ、事故起こさないでねと、特に浅漬けを作っているところにお願いするんです。
問題は、例えば野菜の直売所等、十全ナスっていうナスが夏場できますけれども、十全ナスは浅漬けとして流通しているわけですが、生野菜がちょっと余ったら、農家さんでも

浅漬けということで店頭に並んでいると、そういう面での衛生指導を、非常に細かくて、たぶん県内 200 社くらいあるんじゃないかなと思うんですけれども、そういう所にも指導をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

【城会長】
ただいまの件に関しまして、何かコメントありましたよろしくお願いします。

【事務局】
ありがとうございます。おっしゃるとおり、漬物製造業という許可が必要になる業種でございます。
ただこれは、食品衛生法に基づくものではなくて、県の条例に基づくものなので、例えば他県に行くと、漬物を作るのに許可がいらない県もあると聞いていますけれども、新潟県内で製造する場合には、必ず許可を取っていただきますし、当然、製造室がどんな感じなのか、すべて保健所の方で確認をして、また指導も適宜行って参りたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

【城会長】
はい、ありがとうございます。
その他で、何か御意見があればお願いします。

【水島委員】
先ほどアンケートの結果から、食品表示の県民の不安がとても多い状況の報告がなされました。市川委員から製造業者や販売業者は適正な表示を心掛けるように取り組んでいると、不安はないよと言った御発言があったかと思うんですけれども、当社としても、過去に表示の間違いがあって店頭で告知をするですとか、そういったことで消費者の不安を煽るようなことをしてしまったこともありますので、販売業として、またそういったことがないように、常に適正を心掛けているわけです。
そういったことがないように取り組んでいくことも、消費者の方の不安をなくしていくというところにつながるのかなと思いますので、先ほどの結果は販売する側についても突きつけられた数字なのかな、というふうに受け止めておりますので、今後も適正な表示で食品を販売することに注視していきたいと思います。意見と言うことで述べさせていただきました。

【城会長】
はい、実際に販売して消費者と直接関わっていらっしゃる貴重な御意見ですので、参考にしていただきたいと思います。
それでは、他に、あと時間もわずかですので、何かありましたらお願いします。

【貝瀬委員】
貝瀬と申します。ひとつは、私ども南魚沼市は塩沢の米どころでありまして、オリンピックの食料事情について、若い30～40代の米農家の男性諸君が、オリンピックの米が国産のもので間に合わなくなるんじゃないかということを、すごく心配しておりました。なんとか自分たちの、最初は小さいグループですけれども、何とか自分たちのお役に立ちたいなということを、一生懸命しているのを聞かせていただいて、すごく頼もしいなと思ったことが１つです。
それと、そういうグループがどんどん大きくなっていって、１つの生産者のグループができるんではないかと思うんですけれども、そういう思いを汲み上げていただけるような、農業の関係になると思うんですけれども、関係の機関があって、その人たちの思いを実現させていただけたら私はうれしいなと思って話を聞いておりました。

それと、私自身の仕事もアイスクリームの製造・販売という仕事を通して、販売者でもあるし消費者でもある自分は、農協さんの直売所を利用させていただいて、生産者の顔が見える地元の食材を中心に、それと県内の食材を中心にして、極力添加物を使わないシンプル イズ ベストで、アイスクリームを製造しておりまして、すぐ目の前で作った物をお客さんから食べていただけるので、反応がすぐ返ってくるっていうのがありまして、幸いなことに、今まで添加物とか、そういうものに関してのクレームもありませんで、ここまで来れましたのも、やはり信頼して使える生産物が地元にあるっていうことに、今、みなさんからいろんな話を聞かせていただいて、すごく感謝をしております。雑談で申し訳ございません。

【城会長】
はい、貴重な御意見ありがとうございます。
まだまだ、いろいろな御意見、御質問があるかと思いますけれども、時間に限りがありますので、以上にしたいと思います。
もし、何か御意見等ありましたら、事務局宛にお願いします。

それでは、本日予定しておりました議題は以上ですけれども、特別に何かぜひお話ししたいということがありましたら、御意見お聞かせ願いたいと思いますが、何かありますでしょうか。

【事務局】
生活衛生課です。
アンケートの話が今日の話題になりましたが、成果指標の「新潟県における食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合」について調査されたものが、

県民意識調査と言いまして、それが県民2,000名に対して行われた調査でありました。
平成27年度に行われた、この調査の有効回答率が55%で、約1,100名の回答から、成果指標の県内の数値54.3%というのが求められております。
参考資料3についてのアンケートは、県民意識調査とは別のものになりまして、県民アンケート調査については参考資料3の1ページを御覧いただきたいと思いますが、1ページの5を御確認いただくと、県民アンケートの調査協力員500名に対して、6の回答者が442名で、回収率88.4%となっているアンケートでありました。先ほど浦上委員から御質問があった回収率については、それぞれのアンケートがこのような結果となっております。回答が遅れて申し訳ありませんでした。

【城会長】
はい、アンケートについて補足をいただきました。
何かみなさんから最後ありますでしょうか。
それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

【事務局】
次回の開催については、出席できる日をお伺いしまして、最も委員の皆さまから出席がいただける日を次回の開催としたいと考えております。開催が近づきましたら、日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いします。その他、特にございません。

【城会長】
はい、ありがとうございました。
それでは、以上で議事を終了させていただきます。
これをもちまして、議長の任を解かせていただきます。
長時間にわたり、議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

【司会】
城会長、大変ありがとうございました。
委員の皆さまにおかれましても、長時間にわたり、熱心に御審議いただき、大変ありがとうございました。

これをもちまして、第16回にいがた食の安全・安心審議会を閉会させていただきます。
何かご不明な点がございましたら、いつでも事務局まで御意見いただければ幸いです。
本日は大変ありがとうございました。